

大規模太陽光発電施設の設置に係る法整備を求める意見書

太陽光発電は、二酸化炭素の排出がなく、枯渇の恐れのない再生可能エネルギーで、地球温暖化の防止や新たなエネルギー源として期待されている。

2015年7月に経済産業省が取りまとめた「長期エネルギー需給見通し」では、我が国における2030年の電力の需給構造について、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合に関する政策目標を同時達成する中で、徹底した省エネルギー（節電）の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の効率化を進めつつ、原発依存度を可能な限り低減するという基本方針が掲げられている。

また、政府においては、2012年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）」に基づき、固定価格買取制度を創設し、再生可能エネルギーの導入を推進してきた。

本市においても「甲府市地球温暖化対策実行計画」に基づき、「民間活力による公共施設への太陽光発電導入事業」として、市内の小中学校体育館へ太陽光発電設備を設置するとともに、「甲府市地球温暖化対策導入促進助成金制度」を設けて住宅用太陽光発電システムの導入に対する助成を行うなど、恵まれた日照条件を活かし、太陽光発電システムの導入促進を中心に、エネルギーの地産地消に取り組んでいるところである。

こうした中で、太陽光発電は増加を続けている一方、山林開発等を伴う大規模太陽光発電施設の設置が地域住民の生活環境への影響や土砂災害に対する不安を招くこともあり、地域住民との間でトラブルとなる事例が県下においても多数発生している。このため、現在、山梨県が策定した「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」やその他法令等に基づき事業者へ指導を行っているところであるが、直接的な設置規制が行えるものではないことから、対応に苦慮しているのが実状である。

よって、国におかれては、大規模太陽光発電施設の整備において、事業者と自治体・住民との間での合意形成を円滑にし、住環境・自然環境・景観面等との調和の取れた形で推進できるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 地域住民への説明及び合意形成、地元自治体との事前協議、並びに景観や自然環境等への影響評価などを事業者の義務とする法整備を行うこと。
- 2 地域住民の住環境を保全するため、太陽光発電施設の安全性を確保するための設計基準や施工管理に関する基準等を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月15日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 農林水産大臣
経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣